

第 9 回 財政からみる民主主義

今回と次回は、財政と地方という観点から、民主主義について考えることとします。

今回は、わが国の財政のあり方がどのようになっているのかについて、学びます。国を 1 年間動かすのに、わが国は、どのくらいのお金を使っているのでしょうか。また、そのために、わが国は、どのようにお金を集めているのでしょうか。国のお金をめぐる憲法上の原則について考えます。

1. 財政の基本原則

- ・ 国の財政（国家がその任務を行うために必要な財力を調達し、管理し、使用する作用）は、国会が、その基本を定め、統制しなければならない（83 条）。
- ・ 租税（国または地方公共団体が、その課税権に基づいて、その使用する経費に充当するために、強制的に徴収する金銭給付）については、国会が、法律によって、定めなければならない（84 条）。
- ・ 国費を支出し、または国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする（85 条）。

2. 公金・公財産の支出・利用の制限

- ・ 国や地方公共団体の所有する公金・公財産は、国民の負担と密接に関係するので、適切に管理され民主的にコントロールされることが必要である。
- ・ 日本国憲法は、公金・公財産を、宗教上の組織・団体の使用・便益・維持のため、または公の支配に属しない慈善・教育・博愛の事業に対して、支出し、またはその利用に供してはならないと規定している（89 条）。
- ・ 89 条前段（宗教上の組織・団体のための支出・利用の制限）は、政教分離の原則を財政

面から規定したものである。後段（慈善・教育・博愛事業に対する支出・利用の制限）の立法趣旨については、学説上、公費濫用防止説やと自主性確保説などが対立しており、また、「公の支配」の意義をめぐって、特にいわゆる私学助成制度（私立学校振興助成法）が本条に違反するか否かについては、議論がある。

3. 予算と決算

- 予算（一会計年度における国の財政行為の準則）は、内閣が作成し、国会に提出し、その審議を受け、議決を経なければならない（86条）。予算は、国家の行為を規律する法規範である。その法的性格については、行政であるという見解、法律であるという見解、特殊な国法形式であるという見解が対立している。国会が予算を修正する際、減額修正は自由にできるが、増額修正ができるか否かについては議論がある。予算と法律が不一致の場合には、内閣は、必要な措置を講じる必要がある。
- 決算は、会計検査院が検査し、内閣が国会に提出し、その審議を受け、議決を経なければならない（90条）。ただし、決算は、予算と異なり、法規範性はない。
- 日本国憲法は、少なくとも年1回は国会と国民に対し国の財政状況の報告を内閣に義務付ける（91条）が、国会に対する報告義務があるのは当然である（72条、62条、63条）ので、本条の意義は、専ら国民に対する報告義務を明文化することである（なお、財政法46条参照）。

今回は、日本国憲法の第8章の地方自治の規定を読みながら、民主主義について考えてみましょう。